

流山市住民主体型サービス（ちょい困、ちょい通）のご案内

●住民主体型サービスとは

利用者の心身の状態の維持もしくは改善をはかり、可能な限り自立した日常生活を営むことを目指して、地域住民団体が機能訓練等のサービスを提供するものを「住民主体型サービス」と言います。

★★★★住民主体型サービスでできること★★★★

①ちょい困サービス（訪問B）

日常生活の困りごと（買い物、調理、掃除、電球交換、ゴミ出しなど）の支援です。



②ちょい通サービス（通所B）

定期的な利用ができる通いの場です（体操、カフェなど）。



③ちょい困サービス+（訪問D）

ちょい困サービス（訪問B）と一体的に行う、送迎前後の付き添い支援です。



【！】住民主体型サービスでできないこと【！】

➡ちょい困サービス、ちょい困サービス+、ちょい通サービスにおいて、利用者の身体に直接触れるサービスはできません。



入浴介助は
できません



食事介助は
できません



身体清拭は
できません



移乗介助は
できません

住民同士の助け合いサービスをはじめませんか？

地域の助け合いを実践する団体を応援します！

高齢化の進展により、日常生活の中で支援が必要な、要支援認定者などが増加しています。

流山市では、日常のちょっとした困りごとの支援や、定期的な利用ができる通いの場づくりを行う住民団体の立ち上げを支援します。



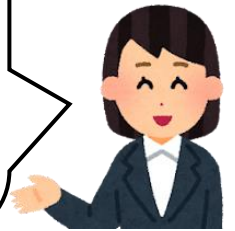
「どんなサービスを提供するの？」
「だれが提供できるの？」



①ちょい困サービス（日常の困りごと）、②ちょい通サービス（通いの場）、
③ちょい困サービス^{プラス}（移送前後の生活支援）になります。サービスの概要は裏面をご覧ください。

また、資格の有無は不問です。下記の条件を全て満たす団体が提供します。

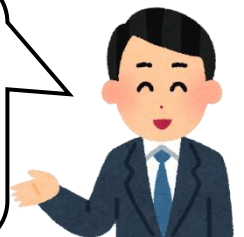
- ①流山市に住民票があり、サービス提供に専従する方が3人以上いること。
- ②専従する方は全員が、市が実施する「従事者研修」を受講した方であること。
- ③原則1週間に1日以上、サービス利用可能日を設定していること。



「どんな人が利用するの？」
「どうやって団体を立ち上げるの？」



要支援者等（事業対象者、要支援1、2）の方を中心に、団体が認めた方ならどなたでも利用は可能です。要介護者等についても、利用は可能ですが、利用対象者として報告することはできません。ただし、要支援者等の時から利用している方は、要介護者となっても利用対象者として報告できます。（★下記参照★）
団体を立ち上げる際は、お気軽に流山市役所介護支援課までご相談ください。



★団体を立ち上げる際の準備費、立ち上げ後の運営に関する費用を支援します★

立ち上げた初年度に限り、活動拠点の整備にかかる費用を補助します。また、立ち上げ後は運営に関する費用を補助します（提供するサービスの種類、月平均の提供人数（利用対象者の実績人数）、事業を実施した月数により、補助金額は変化します。）

準備金と運営に関する費用の条件については、下記の電話番号までお問合せください。

提供団体の立ち上げに関するご相談：流山市役所介護支援課 04-7150-6531